令和８年度　松本労働基準監督署における

冬季無災害運動

取組期間：令和8年12月1日～令和9年2月28日

みんなで築こう
安全・安心な冬の職場

凍結路面での転倒



Point

- 耐滑性の高い靴の着用
- 滑止めマット等の使用
- 転倒危険表示、危険箇所の周知
- 照度の確保

屋根雪下ろし中の墜落



Point

- アンカー、親綱等の設置
- 保護帽、墜落制止用器具の使用
- ２人以上での作業
- 昇降設備の転位防止

除雪機回転箇所への巻き込まれ



Point

- 調整時等はエンジン停止、電源オフ
- 安全装置を無効化しない
- 除雪エリアへの立入禁止
- 運転時の合図の徹底

凍結積雪による交通事故



Point

- 早期の冬用タイヤへの履き替え
- 急ブレーキ、急発進の禁止
- 時間に余裕を持った走行管理
- 気象情報、危険箇所の共有

目指そう、冬季災害ゼロ！

事業者・安全衛生担当者の皆様へ
冬季は凍結積雪寒冷を原因とする災害が多発する傾向にあります。
見開きの「冬季無災害チェックリスト」で職場の総点検を実施しましょう！

長野労働局冬季災害防止特設コーナー

当署の労働災害の現状（令和7年）



厚生労働省 長野労働局 松本労働基準監督署

冬季無災害チェックリスト

事業場名：　　点検日：　　点検者：

1 凍結・積雪による転倒防止

- ・雪で隠れてつまずきの危険がある段差・側溝にポール等設置し注意喚起している □
- ・早朝、夜間等で凍結状況が確認しにくい場所は照度を十分に確保している □
- ・屋外の階段に滑り止めや手すりを設けている □
- ・凍結予想箇所に凍結防止剤を散布するようにしている □
- ・滑りにくい靴を着用させている □
- ・凍結・積雪による転倒のおそれがある箇所は職場内の「危険マップ」に反映している □

〔関連パンフレット〕今、増えている転倒・腰痛「社内で実施可能な行動災害防止に向けた取り組み」▶

2 屋根上の除雪作業における墜落防止

- ・大雪、強風、気温の急上昇等気候が大きく変化した直後に作業を行わせていない □
- ・命綱を安全に取り付けるための設備（親綱）を設置し命綱を確実に着用させている □
- ・昇降用に移動はしごを使用する際、上部を固定し倒れたり滑り落ちたりしないようにしている □
- ・屋根の先端を識別できるようにして、屋根の先端には近づかせないようにしている □
- ・軒下に立入禁止措置を講じ、屋根上と軒下の同時並行作業は行わせていない □
- ・墜落時保護機能を有した保護帽（ヘルメット）を着用させている □
- ・軒先からせり出している雪や氷は、地上の安全な場所から作業させるようにしている □

〔関連パンフレット〕雪下ろし作業時等労働災害防止対策の基本（秋田労働局作成資料）▶

3 除雪機等によるはさまれ・巻き込まれ防止

- ・作業前、除雪範囲内に墜落・転落の危険箇所や障害物等がないか確認している □
- ・誘導者を配置する際、視覚的にわかりやすい服装を着用させ、旗を持たせるようにしている □
- ・運転時の周囲の確認、作業範囲への作業員等の立入禁止措置を講じている □
- ・除雪機等の回転部に氷雪等が詰まったときは、機械が完全に停止してから氷雪を除去させている □
- ・除雪機等を再起動する際、作業員が近づいていないことを確認した上で行っている □
- ・長期間使用していない除雪機等を使用させる際、作業開始前点検と操作方法の確認を行っている □

〔関連ページ〕機械設備による災害防止対策（長野労働局HP内）▶

4 スリップ等による交通災害防止

・異常気象、豪雪時には、安全な運転の確保を図るため、運転者に対し、通常の運行経路を再点検し、より安全な経路に変更すること等、必要な指示が行えるよう体制整備を行っている ☐

・配送業務や送迎業務などの定まった経路を走行する場合には、事前に走行経路上における危険箇所等について洗い出しを行い「危険マップ」などにより周知を図っている ☐

・社用車は冬用タイヤ等凍結・積雪に応じた適切な装備を装着している ☐

・運転者に対し、急ハンドル、急ブレーキ、急発進を行わない等の安全運転教育を実施している ☐

〔関連パンフレット〕STOP!交通労働災害▶

5 高年齢者に向けた安全衛生対策

・事業場設備等の改善を検討するにあたっては、高年齢者から意見聴取するようにしている ☐

・視力や明暗の差への対応力が低下することを前提に、照度の確保、照度が極端に変化する場所や作業の解消を図っている ☐

・転倒予防体操等を取り入れ、作業開始前に体をほぐしてから作業できるようにしている ☐

・高年齢者の基礎疾患の罹患状況を把握し、必要に応じ労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、配置転換等の措置を講じている ☐

転倒予防体操
（Youtube動画：いきいき健康体操）▶

〔関連パンフレット〕
高年齢者の労働災害防止措置▶

6 内燃機関等による一酸化炭素中毒予防

・火気使用場所では換気を実施している ☐

・自然換気が不十分な場所では、発電機、エンジンポンプ等の内燃機関等は使用しないようにしている ☐

・コンクリートの保温養生等で、やむを得ず内燃機関、練炭コンロ等を使用する場合は、関係者への周知・教育、使用場所へ危険表示を行っている ☐

・一酸化炭素中毒の危険のある場所への立入禁止措置を講じており、やむを得ず立ち入らせる場合には、一酸化炭素濃度・酸素濃度の測定及び換気の実施、呼吸用保護具の着用を徹底させている ☐

〔関連パンフレット〕一酸化炭素中毒予防対策▶

・本チェックリストで総点検を行った結果は、職場内で共有し、危険を取り除きましょう。
・また、次頁の実施要綱を確認し、チェックリストに記載のない項目についても、事業場の実情に応じ、さらなる取組をしていただき、冬季無災害を目指しましょう。

無事に帰すそして無事に帰る
第14次労働災害防止推進計画

※本チェックリストは、松本労働基準監督署に提出する必要はございません。

令和８年度　松本労働基準監督署における冬季無災害運動　実施要綱

1　趣旨

例年、当署管内においては冬季間に労働災害が多発し、特に１月にその傾向が著しい。

ここ数年間にわたる労働災害の増加傾向を減少に転じさせ、また、第 14 次労働災害防止計画の目標を達成するために、最も労働災害が発生する冬季間の労働災害を減少させることが重要な課題である。

当署管内における過去５年間の気象状況を確認すると、例年 12 月上旬から最高気温及び最低気温が継続的に低下し、最低気温が氷点下となる日が増加している。また、降雪が発生する日数、１日あたりの降雪量もともに増加する傾向が窺がえる。特に降雪及び積雪は２月上旬にピークを迎える年が多く、その後、断続的な降雪を繰り返しながら、２月下旬から３月にかけて気温が徐々に上昇していく状況が認められる。

このため当署では、安全衛生関係団体等と連携し、事業場における自主的な安全衛生管理活動の一層の推進と冬季無災害を目指して「松本労働基準監督署における冬季無災害運動」を実施する。

特に、冬季災害の大多数を占める転倒災害防止を重点目標に掲げて運動を展開する。

2　重点目標　冬季における転倒災害防止

3　実施期間　令和８年 12 月１日から令和９年２月 28 日までとする。

4　主唱者　松本労働基準監督署

5　実施者　当署管内における事業場

6　主唱者の実施事項

（1）転倒災害防止（７の（1）イに掲げる事項）を中心に冬季労働災害の防止（７の（1）ウからサに掲げる事項）に関する安全広報資料等の作成及び配布を行う。

（2）上記（1）について関係行政機関、各種団体等に対して協力要請を行う。

（3）上記（1）について安全衛生関係団体等の実施事項について指導援助する。

（4）事業場に対する各種指導時等に、冬季労働災害防止対策の実施について指導する。

（5）事業場の実施事項について指導援助する。

（6）広く本運動の周知を行う。

7　実施者の実施事項

（1）事業場

ア　安全衛生活動の活性化対策

（ア）本運動の趣旨及び実施事項を周知し自主的な安全衛生活動を推進する。

（イ）安全衛生委員会等において、冬季労働災害防止対策について審議し、対策を検討する。

（ウ）経営首脳者、安全スタッフ等による職場の安全総点検を実施し、改善を要する事項について優先順位を定め順次改善を行う。

（エ）作業従事者に冬季労働災害防止対策に関する安全教育を実施し、就業に当たり必要な知識を付与する。

イ　凍結・積雪による転倒災害防止対策

（ア）例年、凍結・積雪を原因とした転倒災害が多発しており、特に建物の出入口周辺、通路、駐車場、屋外の階段等での発生が顕著であることから、重点的に対策を講ずること。

（イ）作業通路・移動通路において、凍結を防止する対策を講ずること。

（ウ）作業通路・移動通路において、段差部や側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合にはポール等の標識を設置する等により注意喚起を行うこと。

（エ）早朝、夜間等で凍結路面等が見えにくい場所については、照明を設置する、既存照明の照度を上げる等の対策を講じること。

（オ）屋外の階段には滑り止めや手すりを設けること。

（カ）凍結が予想される場所には、凍結防止剤を散布すること。

（キ）滑りにくい靴を着用するとともに、靴底面のすり減り具合等も適宜確認すること。
特に、屋外通路や駐車場等において凍結による転倒災害が多発することから、これらの場所を歩行する者に対して滑りにくい靴の着用を勧奨すること。

（ク）転倒のおそれのある場所で、衣服のポケットに手を入れたまま歩行させないこと。
また、当該場所においては、携帯電話・スマートフォン等で通話や操作をしながらの歩行（いわゆる「歩きスマホ」）は厳に禁止すること。

（ケ）普段から足腰を動かすことやウォーミングアップが転倒防止に有効であることから、転倒防止体操や作業前体操等を実施すること。

（コ）凍結路面、除雪機等通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法について、災害防止の観点で改善が図れないか見直し・検討を行うこと。

（サ）凍結・積雪により転倒のおそれがある場所を調べ、職場内の「危険マップ」を作成する等、危険の「見える化」を実施すること。

（シ）凍結・積雪によるヒヤリ・ハット事例や上記（サ）の「危険マップ」を活用する等により、転倒災害の危険性を含めたリスクアセスメントを実施すること。

（ス）上記（ア）から（シ）の事項については、作業従事者に対し、教育やミーティングの場を通じて周知徹底すること。

ウ　建物の屋根などの除雪作業における墜落等の労働災害防止対策

（ア）気象条件に十分注意し、大雪、大雨、強風等の場合や、気温の急激な上昇等気候が大きく変化した直後における作業は行わせないようにすること。

（イ）屋根上で除雪作業を行う際は、作業場所に開口部・天窓・スレート部分等、墜落・転落の危険箇所がないか確認すること。

（ウ）屋根上で除雪作業を行う際は、保護帽（墜落時保護用）、要求性能墜落制止用器具を着用させること。

（エ）墜落の危険のある高さ２メートル以上の屋根上又ははしご上等で除雪作業を行う場合は、手すりを設置するか、これが困難な場合には、親綱を設置し、要求性能墜落制止用器具を確実に着用させる措置を講じること。

（オ）屋根への昇降用に移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、はしご上部を固定する等により転位（はしごが倒れたり滑り落ちたりすること）防止措置を講ずること。

（カ）屋根上で除雪作業を行う際は、屋根の先端を識別できるようにして、屋根の先端には近づかせないよう措置を講じること。

（キ）屋根上で除雪作業を行う際は、同場所の軒下に立入禁止措置を講じ、屋根上と軒下の同時並行作業は行わないよう措置を講じること。

（ク）屋根上での除雪作業に際しては、墜落時保護機能を有した保護帽を着用させること。

（ケ）軒先からせり出している雪や氷は、地上の安全な場所から除去すること。

エ　上記ウを除く除雪作業における労働災害防止対策

（ア）大雪や吹雪等の悪天候時には原則作業を行わせないようにすること。

（イ）除雪中に視界が悪くなったときには作業を中止させること。

（ウ）除雪作業を行う際は、事前に墜落・転落の危険箇所や障害物等がないか確認すること。

（エ）路肩等から転落の危険がある箇所には、ポール等の標識を設置すること。

（オ）除雪機等を使用させる場合は、除雪範囲の状況を確認し、必要に応じ誘導者を配置し、誘導者には、運転者が容易に認識できる色彩の服装を着用させるとともに旗を持たせる等の措置を講じること。

（カ）除雪機等へのはさまれ・巻き込まれ災害を防止するため、運転時の周囲の確認、作業範囲への作業員等の立入禁止措置を講じること。特に発注者や元方事業者等は、関係請負人等（直接の作業を請負う者のほか、交通整理を請負う者など（受託者含む））と予め十分な打合せを行い、作業に入る前に作業員等の配置等を決定するとともに、当日の連絡調整を確実に実施し、関連する労働災害防止対策を確実に講じること。

（キ）除雪機等に氷雪等が詰まったときは、機械が完全に停止してから氷雪を除去させること。排雪口等に詰まった氷雪を取り除こうとしたところ、エンジンを停止していたにもかかわらず氷雪を除去したとたんにロータリー羽根が動作し手指を切断した事例も報告されていることから、当該部分に詰まった氷雪を手でかき出す等の行為は厳に禁ずること。また、再起動する場合には、当該箇所付近から作業者が離れたことを確認してから操作させること。

（ク）長期間使用していない除雪機等を使用させる場合は、作業前に十分な点検と操作方法の確認を行うこと。

オ　建設工事現場における労働災害防止対策

（ア）凍結により滑りやすい通路・足場・作業床等には滑り止め措置を講ずること。

（イ）積雪による倒壊防止のため、足場・架設通路は適切な時期に除雪を行うこと。

（ウ）仮設物から積雪を除去する際には、必ず要求性能墜落制止用器具等を使用させ、滑りにくい靴を着用させるとともに、上層から下層に向けて作業を行わせること。
なお、上層で作業する場合は下層域への作業従事者の立入りを禁止すること。

（エ）急な積雪により仮設物が倒壊するおそれがある場合は、労働災害の発生を防止するため、高所作業車を使用する等により倒壊のおそれのある仮設物に作業従事者を近づかせない方法による除雪を実施すること。

（オ）法面の下方において作業を実施する場合は、法面の凍結・融解による崩壊・落石を防止するため作業開始時及び凍結の融解時に点検を実施し、作業開始の適否の判断等を行うこと。

（カ）積雪・凍結の状況により、工期・施工期間・施工方法等を再検討し、必要に応じ作業の中断、工法の変更等について柔軟に対処すること。

（キ）車両系建設機械の移送は、運行経路等を定めた作業計画に基づき、専用のトレーラー等により行い、その積卸し作業は平坦な場所で滑り止めを設けた道板等を適正に使用させ、車両系建設機械の転倒・転落を防止すること。

カ　スリップ等による交通労働災害防止対策

（ア）気象情報を踏まえた適切な走行計画を作成し、運転者に安全な走行速度を遵守させること。

（イ）冬用タイヤ等、路面の凍結・積雪状況を踏まえた適切な装備を装着し、運転者に対しては、安全運転の徹底に加え、急ハンドル、急ブレーキ、急発進を行わないなどの安全運転に関する教育を十分実施しスリップ事故を防止すること。社用車を運転する者（送迎用マイクロバス運転者等含む。）については、特に配意するとともに、定期健康診断の実施状況及び健康状態を確認し健康管理を行うこと。

（ウ）「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく次の措置を徹底すること。
①十分な睡眠時間の確保などを含めた適正な労働時間の管理及び走行管理を行うこと。
②異常な気象、豪雪等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、安全な運転の確保を図るため、運転者に対し、通常の運行経路を再点検し、より安全な経路へ一時的に変更すること等、必要な指示を行うこと。
③異常な気象、豪雪等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めること。その際、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。
さらに、運転者には、適宜、管理責任者に連絡させるようにし、管理責任者からの指示に従わせるよう措置を講ずること。
④運転者の睡眠時間の確保、適正な労働時間等の管理並びに時間に余裕をもって走行できるよう、適切な運行計画を作成すること。

（エ）配送業務や送迎業務などの定まった経路を走行する場合には、事前に走行経路上における危険箇所等について洗い出しを行い「危険情報マップ（交通ヒヤリマップ）」などにより周知を図ること（必要に応じ通勤災害防止にも活用。）。

キ　輸送・配達業務等に関する労働災害防止対策

（ア）交通労働災害ガイドラインで定める「異常気象等の際の措置」を道路への降雪・凍結時にも適用し、雪道・凍結等に配慮した対策を講ずること。

（イ）積卸し作業における労働災害防止対策
①積雪・凍結により滑りやすいプラットホーム・通路等は常に除雪し、凍結防止に努め、必要に応じ滑り止め措置を講ずること。
②履物は滑りやすいものを避け、トラック荷台（アオリを含む）、ステップ等からの転落防止の徹底を図ること。

ク　高年齢者の安全衛生確保等対策

高年齢者の安全と健康確保のため、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）に定める事項に取り組むとともに、冬季においては以下の事項についても留意すること。

（ア）冬季における作業環境の変化を踏まえつつ、高年齢者の身体機能の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等から危険源の洗い出しを行い、事業場の施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を行うこと。

（イ）視力や明暗の差への対応力が低下することを前提に、照度の確保、照度が極端に変化する場所や作業の解消を図ること。特に、冬季は日没が早くなり凍結等した箇所が不鮮明となることに留意すること。

（ウ）低温環境下においては加齢に伴って低下した身体機能がより低下しやすいため、日ごろから足腰を中心とした柔軟性や筋力を高めるためのストレッチや軽いスクワット運動、転倒予防体操（いきいき健康体操）等を取り入れ、基礎的な体力の維持と生活習慣の改善に取り組むとともに、作業開始前に体をほぐしてから作業できるよう柔軟性の確保に配意すること。

（エ）脳・心臓疾患が発生する確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされていることから、高年齢者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じること。特に、冬季はヒートショック（気温変化による脳・心臓疾患）を発症する可能性があることに留意すること。

ケ　雪崩の際の労働災害防止対策

（ア）作業等の計画段階において、予め作業箇所周辺の地形、植生の状況、過去の積雪記録、雪崩発生の有無等を調査するとともに、必要に応じ専門家の意見を参照し、危険が予想される箇所に事務所や休憩場所等を設けないこと。

（イ）日々の作業開始前に作業箇所周辺の雪庇、亀裂、吹き溜まりなどの積雪の状況等について点検を行い、その結果に基づき、作業開始の適否の判断等を行うこと。

（ウ）作業の中止・待避等を判断する者を指名するとともに、雪崩が発生した場合の連絡先、避難場所、避難方法等を定めておくこと。

（エ）降積雪期間中は気象観測機関の雪崩に関する警報、注意報に十分注意を払うとともに、降雪量、積雪量、最高及び最低気温を把握し、雪崩の発生が予想される場合には作業を中止するとともに、当該危険区域への立入禁止措置を講じること。

コ　内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒の予防対策

（ア）一酸化炭素中毒の危険性・有害性及び注意事項を関係者に周知すること。

（イ）作業場所や休憩施設の暖房器具には原則として練炭を使用しないこと。

（ウ）火気使用場所の換気を十分に実施すること。

（エ）自然換気が不十分な場所では、発電機、エンジンポンプ等の内燃機関や練炭コンロなどの使用は避けること。

（オ）一酸化炭素中毒の危険のある場所への立入禁止措置を講じること。
やむを得ず立ち入らせる場合には、一酸化炭素濃度・酸素濃度の測定及び換気の実施、呼吸用保護具の着用を徹底させること。

（カ）コンクリートの保温養生等で、やむを得ず内燃機関、練炭コンロ等を使用する場合は、関係者への周知・教育、使用場所への危険表示、立ち入り禁止の表示を行うこと。

（キ）屋内においては、時間の長短にかかわらず、内燃機関を使用しないこと。
また、内燃機関の排気ガスが、作業従事者のいる屋内に入り込まないようにも注意すること。

サ　その他留意事項

（ア）防寒着のフードや裾等が、機械の可動部分や操作レバー等に引っかかることによる災害が発生していることから、防寒具の着用状況・動作等に十分注意すること。

（イ）暖房機器等の周辺に可燃物や危険物の入った容器（スプレー缶など）等を放置しないこと。

（ウ）新型コロナ・インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症対策を十分に講ずること。

（エ）急な寒波などの悪天候により作業が計画通りに進まない可能性があることに留意し、労働時間や業務内容等について、冬季特有の事情に配慮して負担軽減を図ること。

（2）安全衛生関係団体・事業者団体等

ア　会員事業場に対し、本運動の周知・啓発を行う。

イ　会員事業場の経営首脳者に対し、自ら率先して労働災害防止活動に努めるよう要請する。

ウ　会員事業場の実施事項について、必要な指導援助を行う。

エ　各種講習や教育の場を活用し、本運動における作業従事者の役割等の周知を図る。

実施要綱はこちらのページ(長野労働局HP内松本労働基準監督署からのお知らせ)からもご確認いただけます ▶

お問い合わせは当署安全衛生課まで（TEL：0263-44-1252）

